**第６期船橋市障害福祉計画及び第２期船橋市障害児福祉計画の概要**

**Ⅰ　計画の策定にあたって　（本編P１～９）**

**１　計画策定の趣旨　（本編P１）**

○障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体

　制に係る目標やサービスの見込量等を定めた計画です。

**２　計画の位置づけ　（本編Ｐ３）**

○障害者基本法に基づく「船橋市障害者施策に関する計画」との関係性について記載しています。

**３　計画に対する取り組み　（本編Ｐ４～６）**

○第5期船橋市障害福祉計画及び第１期船橋市障害児福祉計画の策定以降の取り組みについて記

　載しています。

**４　計画の期間　（本編Ｐ７）**

○令和３年度から５年度までの３か年計画です。

○「船橋市障害者施策に関する計画」の期間と整合性を図っています。

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| ３年度 | ４年度 | ５年度 | ６年度 | ７年度 | ８年度 |
|  | 第４次船橋市障害者施策に関する計画（５か年計画）（令和４年度～８年度） |
| 第６期船橋市障害福祉計画及び第２期船橋市障害児福祉計画（令和３年度～５年度） | 第７期船橋市障害福祉計画及び第３期船橋市障害児福祉計画（令和６年度～８年度） |

**５　計画の基本理念　（本編Ｐ８～９）**

（１）障害のある人や障害のある子供の自己決定と自己選択の尊重

（２）障害種別にかかわらない一元的なサービスの実施

（３）地域生活移行や就労支援などの課題に対応したサービス提供体制の整備

（４）地域共生社会の実現に向けた取組

（５）障害のある子供の健やかな育成のための発達支援

（６）障害福祉人材の確保

（７）障害者の社会参加を支える取組

**Ⅱ　障害福祉サービス・相談支援・地域生活支援事業・障害児通所支援及び障害児**

**相談支援の内容　（本編Ｐ１０～２５）**

障害福祉サービス、相談支援、地域生活支援事業、障害児通所支援及び障害児相談支援の各サービス及び事業の内容について記載しています。

**Ⅲ　障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の提供体制の確保に係る目標**

**（本編Ｐ２７～４２）**

○国の基本指針に示されている市町村の目標

|  |  |
| --- | --- |
| 項　　　　　　　目 | 目　　標　　値 |
| 1 | 福祉施設の入所者の地域生活への移行 |
|  | ① | 施設入所者の地域生活への移行 | 令和元年度末に施設に入所している者が、令和５年度末までに6％以上地域生活に移行 |
|  | ② | 施設入所者数の削減 | 令和元年度末の施設入所者数を令和５年度末までに1.6％以上削減 |
| ２ | 精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築 | ※活動指標のみ設定 |
| ３ | 地域生活支援拠点等が有する機能の充実 | 令和５年度末までに、少なくとも１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年１回以上の運用状況の検証及び検討を実施する |
| ４ | 福祉施設から一般就労への移行等 |  |
|  | ① | 福祉施設から一般就労への移行者数 | ・令和５年度に一般就労する者を令和元年度の移行実績の1.27倍以上・就労移行支援については、令和元年度の移行実績の1.30倍以上・就労継続支援A型については、令和元年度の移行実績の1.26倍以上・就労継続支援B型については、令和元年度の移行実績の1.23倍以上 |
|  | ② | 就労定着支援事業の利用者数 | 令和５年度における一般就労する者のうち、７割以上が就労定着支援を利用 |
|  | ③ | 就労定着支援事業所ごとの就労定着率 | 令和５年度末における就労定着率が８割以上の事業所を全体の７割以上 |
| ５ | 障害児支援の提供体制の整備等 |  |
|  | ① | 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支援の充実 | ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置する・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築する |
| ② | 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保 | 令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保する |
|  | ③ | 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置 | 令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置する |
| ６ | 相談支援体制の充実・強化等 | 令和5年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保する |
| ７ | 障害福祉サービス等の質の向上 | 令和5年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制を構築する |
| ８ | 発達障害者等の支援 | ※活動指標のみ設定 |

**１　福祉施設の入所者の地域生活への移行　（本編Ｐ２９～３１）**

**① 施設入所者の地域生活への移行**

|  |  |
| --- | --- |
| 令和元年度末施設入所者数 | 目標値 |
| 船橋市 | 国 |
| 地域生活移行者数 | 移行率 | 移行率 |
| 273人 | 2０人 | 7% | 6%以上 |

**② 施設入所者数の削減**

|  |  |
| --- | --- |
| 令和元年度末施設入所者数 | 目標値 |
| 船橋市 | 国 |
| 令和５年度末施設入所者数 | 削減数 | 削減率 | 削減率 |
| 273人 | 268人 | ５人 | 1.8% | 1.6%以上 |

**２　精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築　（本編P３２）**

国の基本指針では、令和５年度における精神病床から退院後１年以内の地域における平均生活日数、精神病床における１年以上の長期入院患者数、精神病床における早期退院率に関する成果目標が設定されていますが、都道府県が実施主体とされています。

本市においては、都道府県が設定する成果目標を達成するための活動指標として、保健・医療及び福祉関係者による協議の場の開催回数、関係者の参加者数、目標設定及び評価の実施回数等の見込みを設定します。

**３　地域生活支援拠点等が有する機能の充実　（本編P３３）**

国の基本指針では、令和５年度末までに、少なくとも１つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、年１回以上の運用状況の検証及び検討を実施することを基本とする目標が示されています。

本市においては、国と同様の目標を設定します。

**４　福祉施設から一般就労への移行等　（本編Ｐ３４～３５）**

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 項目名 | 令和元年度実績 | 令和５年度見込み | 国の目標値 |
| ① | 福祉施設から一般就労への移行者数 | 140人 | 148人（1.06倍） | 1.30倍 |
|  | 就労移行支援を利用して一般就労した人数 | 112人 | 106人（0.95倍） | 1.27倍 |
|  | 就労継続支援A型を利用して一般就労した人数 | 15人 | 29人（1.92倍） | 1.26倍 |
|  | 就労継続支援B型を利用して一般就労した人数 | 5人 | 8人（1.60倍） | 1.23倍 |
| ② | 一般就労への移行者のうち、就労定着支援を利用する割合 | 72％ | 70％ | 70％ |
| ③ | 就労定着支援事業所のうち、就労定着率が８割以上の事業所の割合 | 100％[[1]](#footnote-1) | 70％ | 70％ |

**５　障害児支援の提供体制の整備等　（本編Ｐ３６～３７）**

**① 重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達支援センターの設置及び保育所等訪問支**

**援の充実**

**・児童発達支援センターの設置**

本市には、２か所設置されております。児童発達支援センターを中核とした障害種別や年齢別等のニーズに対応できる重層的な体制の構築を目指すとともに、地域支援機能の強化による障害のある子供の地域社会への参加や包容（インクルージョン）の推進を図ります。

**・保育所等訪問支援の実施体制の構築とその活用**

本市では、２事業所が指定を受けています。保育所等訪問支援を活用することにより、障害児通所支援事業所等が保育所や学校等の育ちの場での支援に協力できるような体制の構築を目指します。

**② 主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所の確保**

本市では、各１か所以上確保されております。重症心身障害児や医療的ケア児が、身近な地域にある児童発達支援や放課後等デイサービス等を受けられるよう、課題の整理や地域資源の開発等を行いながら、支援体制の充実を図ります。

**③ 医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置**

本市では、関係機関等の協議の場を平成30年度に設置しました。医療的ケア児等に関するコーディネーターの配置については、障害児相談支援専門員を中心に配置することを目標とし、医療的ケア児に対する支援のための地域づくりを推進します。

**６　相談支援体制の充実・強化等　（本編Ｐ３８）**

国の基本指針では、令和５年度末までに、総合的・専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援

体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする目標が示されています。

本市においては、目標を達成するための活動指標として、地域の相談支援事業者に対する訪問等による専門的な指導・助言件数、人材育成の支援件数、連携強化の取組の実施回数等の見込みを設定します。

**７　障害福祉サービス等の質の向上　（本編Ｐ３９～４０）**

国の基本指針では、令和５年度末までに、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする目標が示されています。また、目標を達成するための活動指標として、障害福祉サービス等に係る研修への市町村職員の参加人数、障害者自立支援審査支払等システムによる審査の結果を事業所・関係自治体等と共有する体制の有無及び実施回数、障害福祉サービス事業者等に対する指導監査の適正な実施とその結果の関係自治体との共有及び共有回数の見込みを設定することとされています。

本市においては、既に各取組について実施しており、今後も継続して実施してまいりますが、研修や指導監査等の実施時期が不定期であることから、令和５年度における見込みは設定しないものとします。

**8　発達障害者等の支援　（本編Ｐ４１～４２）**

国の基本指針では、発達障害者等の支援について成果目標は示されていませんが、各都道府県や

各市町村において、活動指標を設定することとされています。活動指標として、ペアレントトレー

ニングやペアレントプログラム等の支援プログラム等の受講者数、ペアレントメンターの人数、ピ

アサポートの活動への参加人数を設定します。

**Ⅳ　障害福祉サービス及び相談支援の見込み量及び見込み量確保のための方策**

**（本編Ｐ４３～４９）**

障害福祉サービス、相談支援の見込み量及び見込み量確保のための方策等を記載しています。

**Ⅴ　地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策**

**（本編Ｐ５０～６４）**

地域生活支援事業の見込み量及び見込み量確保のための方策等を記載しています。

**Ⅵ　障害児通所支援及び障害児相談支援の見込み量及び見込み量確保のための方策（本編Ｐ６５～６７）**

障害児通所支援、障害児相談支援の見込み量及び見込み量確保のための方策等を記載しています。

**Ⅶ　障害福祉計画及び障害児福祉計画の推進　（本編Ｐ６８）**

１　制度等の周知

２　制度の円滑な実施

３　計画達成状況の点検及び評価

**＜今後の予定＞**

（１）パブリック・コメントの実施

令和２年１２月１５日（火）～令和３年１月１５日（金）

（２）計画策定時期

令和３年３月

1. 就労定着支援事業は平成30年度から開始した事業です。なお、令和２年３月３１日時点での対象事業所数は７です。 [↑](#footnote-ref-1)